

熱海市終活あんしんサポート事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

熱海市では、単身で身寄りのない方の「自分の死後の手続きをする人がいない」という不安を解消するため、「終活支援事業あんしん」を令和元年に開始した。これは、高齢者本人が自身の意思で生前に葬儀会社との契約を実施できるよう市が仲介し、死亡時に確実に情報を伝える役割を担うものであるが、この事業は火葬・納骨のみに対応するものであり、身寄りのない高齢者を取り巻くその他の問題については未解決のままである。本来は家族が担っているそれらの支援は、介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センター職員等の一部関係者が実施しており、その負担はますます増加している。

このため、ひとり暮らしで身寄りがいない市民に対し、死後の葬儀・納骨及び自らの意思表示が困難となった際の医療・介護に関する意思の伝達方法等について相談に応じ、当事者の希望により、死後事務委任契約の締結及び医療・介護に関連する意思を適切に支援するため、これらに関して包括的な支援を提供できる事業者を募集するものである。

2 事業概要

2-1. 事業名

熱海市終活あんしんサポート事業

2-2. 事業内容、事業期間

①事業内容

- ア. 事業に係る相談業務（事業概要の説明、支援内容の検討及び費用等の確認等）及び終活全般に係る相談業務
- イ. 火葬、納骨等の契約及び諸手続き並びに支払いの実施
- ウ. 以下のサービス体制を整備し、希望者があった場合は希望の項目とサービスを提供する。

- ①定期的な電話連絡及び自宅の訪問
- ②病院、施設等への入退院（所）時及び入院（所）中の支援
- ③書類等の預かり保管
- ④市役所等の公共サービス等の手続き支援
- ⑤利用者死亡後の、市役所等での手続き及び必要経費の支払い
- ⑥貸家の明け渡し及び家財等の処分

エ. 葬儀会社への事業説明及び事業の広報

- ②業務委託期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで（6か月）

※ 詳細は仕様書による。ただし、採用された提案に基づき変更することがある。

2-3. 事業実施場所

熱海市内

2-4. 提案限度価格

金 3, 000 千円以内（消費税及び地方消費税含む）

※ 契約にあたっては、受託者からの見積価格を参考に決定する。

※ 算定にあたっては、消費税及び地方消費税の税率を10%として算出する。

※ 提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は失格とする。

2-5. 事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、事業者から募集した企画提案を受け、最優秀企画提案者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該事業者から見積書を徴取し内容を精査した上、当該業務の契約を締結する。

協議が整わなかった場合、次点の候補者と協議を行う。

2-6. スケジュール

実施内容	日程
募集開始	令和8年4月17日（金）
質問書の提出期限	令和8年4月30日（木）
質問への回答期限	令和8年5月8日（金）
参加申込書の提出期限	令和8年5月21日（木）
提案事業者の限定	令和8年5月27日（水）
資格審査結果の通知	令和8年5月28日（木）
企画提案書等の提出期限	令和8年6月12日（金）
提案審査（プレゼンテーション）	令和8年6月26日（金）
審査結果の通知・公表	令和8年7月3日（金）
受託候補者との協議・契約締結	令和8年7月中

3 参加資格

本実施要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 熱海市建設工事等の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成6年熱海市告示第35号）に基づく競争入札参加資格の物品役務の認定を受けている者、または登録を不要とする団体（「公共団体」及び「公共的団体」、「公益事業を行う団体」）であること。
- (2) 本プロポーザル実施の公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、熱海市からの受注業務に関し、指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。また、同条第2項の規定に基づく熱海市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団または暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日

- から5年を経過しない者の統制下でない事業者であること。
(6) 本事業を継続して実施可能であること。

4 プロポーザル参加申込の方法

4-1. 提出書類

- (1) 参加表明書（様式2）
- (2) 商業登記簿謄本または法人登記簿謄本（写しでも可）
- (3) 事業者概要（様式3）
- (4) 役員名簿（様式4）
- (5) 印鑑証明書

4-2. 提出部数

1部

4-3. 提出期限

令和8年5月21日（木）17時15分必着

4-4. 提出方法

申込書は熱海市健康福祉部長寿介護課長寿支援室に持参または郵送により提出する。なお、持参の場合には熱海市の休日を定める条例（平成5年熱海市条例第1号）第1条に規定する熱海市の休日に当たらない日の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合には提出期限までの必着とする。

4-5. 資格審査結果の通知

プロポーザル参加の申し込みをした事業者の参加資格を審査し、その結果を当該事業者に対し令和8年5月28日（木）までに書面又はメールにて通知（発送）する。

5 質問及び回答

5-1. 質問方法

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式1）により、件名に【終活あんしんプロポ質問表】を付し、電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

質問受付メールアドレス：chojushien@city.atami.lg.jp

5-2. 質問受付期間

本公告開始から令和8年4月30日（木）12時00分受信分まで

5-3. 回答

全ての質問と回答について、令和8年5月8日（金）までに市ホームページに掲載する。

6 企画提案の応募方法

6-1. 提出書類

- (1) 企画提案提出届（様式5）
- (2) 会社の概要がわかるパンフレット等（任意様式）
- (3) 業務実施体制（様式6）

(4) 企画提案書（任意様式）

※ 日本産業規格 A 4 版サイズ 20 ページ分以内とすること。

※ 別表 1 「提案評価基準」を踏まえ、評価項目に対応する提案を具体的かつ簡素に記載すること。

(5) 見積書（消費税及び地方消費税を含む。）（任意様式）

※ 別紙「仕様書」を踏まえた積算の内容を記載すること。

(6) 誓約書（様式 7）

(7) プレゼンテーション出席報告書（様式 8）

6-2. 提出部数

10 部（原本 1 部＋写し 9 部）

6-3. 提出期限

令和 8 年 6 月 12 日（金） 17 時 15 分必着

6-4. 提出方法

上記「4-4. 提出方法」に同じ。

6-5. 提出書類の作成要領及び注意点

(1) 提出書類の規格は日本産業規格 A 4 版サイズとする。資料については、日本産業規格 A 3 版の A 4 版サイズに折り込むことを認める。また、支障のない範囲で両面印刷とする。

(2) 書類の作成に当たって使用する文字サイズは 11 ポイント以上とすること。

6-6. 失格事項

選定の前後及び結果を問わず、本プロポーザル参加申込後から契約締結までの間に、次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、内容によっては、指名停止等の措置を行うことがある。

(1) 提出期限、提出先または提出方法が本実施要領に適合していない場合

(2) 提案額が上限金額を超えている場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

(5) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合

7 審査及び選考の方法

7-1. 熱海市終活あんしんサポート事業事業者選定委員会の設置

受託事業者を選定するため、当市職員で構成する熱海市終活あんしんサポート事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は、プレゼンテーションによる審査を行い、その結果を市長に報告する。

7-2. プレゼンテーションの実施

企画提案に基づくプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時 令和 8 年 6 月 26 日（金） 13 時 30 分～（予定）

※ 企画提案実施事業者数により開始時刻が変更になる場合がある。

(2) 場所 熱海市役所内会議室

(3) 実施方法

1 企画提案者につき企画書に関する説明を30分以内に実施し、その後質疑応答を行う。

(4) 説明順序 企画提案書を市が受領した順とする。

(5) その他

パソコン、プロジェクター、スクリーンその他プレゼンテーションに必要なものは、提案者が持参すること。

7-3. 審査・選定の方法

(1) 選定委員会が企画提案を別表1「提案評価基準」により審査し、提案内容により選定委員ごとに評価点を採点する。各選定委員の評価点のうち最高点と最低点を付した選定委員の評価点を除外し、残りの選定委員の評価点を合計した点数を「総合点数」とする。

(2) 「総合点数」の最も高い者を選定委員会の合議の上、最優秀企画提案者として選定する。

(3) 評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会の合議により順位を決定する。

(4) 全ての企画提案者の得点が満点の6割に満たないときは、期日を定めて再度提案を求め審査することとする。

7-4. 選定結果

(1) 全ての企画提案者に対して、令和8年7月3日（金）の17時までに電子メールにて選定結果を通知する。

(2) 審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては受け付けられないものとする。

8 契約

8-1. 受託候補者

最優秀企画提案者を受託候補者とする。次項において最優秀企画提案者との協議が整わなかった場合においては、「7-3. 審査・選定の方法」(2)又は(3)における次点の者を受託候補者とする。

8-2. 契約書・仕様等の確定

選定後、契約締結に向けて受託候補者と協議を行うが、受託候補者の選定をもって受託候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

受託候補者と協議の上、契約書及び仕様等の内容を追加又は変更することがある。

8-3. 契約保証金

契約の相手方となった者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、熱海市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

9 その他事項

- (1) 企画提案書は1企画提案者につき1提案とする。
- (2) 企画提案に関して企画提案者が必要とした費用はすべて企画提案者の負担とする。
- (3) 受託候補者にならなかった者の企画提案書は提出者に返却する。
- (4) 原則として企画提案書等提出後の提出資料変更及び追加は認めない。ただし、市が必要と認めた場合はこの限りでない。
- (5) 提出書類は、非公開とする。
- (6) 選定結果については、市ホームページ等で企画提案者名を含め公表する。
- (7) 緊急等の理由によりやむを得ず、市が本プロポーザルによる選定を実施することができないと認められる場合、本プロポーザルを停止、中止または取り消すことがある。この場合、市の責に帰する理由の場合を除き、それまでに要した費用を市に請求することはできない。
- (8) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、市の承諾を得た場合は、この限りではない。なお、市の承諾を経て、第三者に本件業務を委託する場合は、本契約で自己が負う義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、かつ、当該第三者が当該義務に違反したときは、受託者が全ての責任を負うものとする。

10 書類提出先・問合先（事務局）

熱海市健康福祉部 長寿介護課 長寿支援室

所在地 〒413-8550 静岡県熱海市中央町1番1号

TEL 0557-86-6325（直通）

FAX 0557-86-6264

メールアドレス chojushien@city.atami.lg.jp

別表1 「提案評価基準」

	評価項目	評価の観点	評価
業務実施体制	業務実施体制	業務を実施できる体制が確保され、人員配置が適正にされているか	
		業務の目的を正しく理解しているか	
	業務遂行能力	業務に関する専門知識や経験を有し、的確な支援が可能であるか	
業務提案	公平性・継続性	公的事業としての公平性・継続性への配慮があるか	
		相談・受付から、契約、実施、死後事務までの一貫体制が構築されているか	
	サービス提供	単なるサービス提供ではない、利用者の安心向上に繋がる視点があるか	
		利用者ごとのニーズに応じた柔軟な対応が可能であるか	
	業務連携	定期的な訪問や安否確認等の実施から、適切な支援につなげることができるか。また、行政とスムーズな連携が可能であるか	
	個人情報保護	申込者等の個人情報及び預かり書類等の取り扱いが適正であるか	
緊急対応	緊急時、休日・夜間などにも適切な対応が可能であるか		
その他	独自の提案	本業務の目的を達成する上で、市の想定を超える有効な提案があるか	
	プレゼンテーション	提案資料に基づいたプレゼンテーションを行い、その内容に説得力があるか	
	業務経費	仕様書に定める業務を実施する上で適正な見積内容及び妥当な見積価格となっているか	
		合 計	